

# 令和8年度 幼保推進課所管研修等案内 【オンライン説明会用】

## 令和8年度 幼保推進課指導の重点

- ①教育・保育の質的向上を図る組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントの推進
- ②生きる力の基礎を培う教育・保育の一層の充実
- ③乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

秋田県教育委員会では、乳幼児期における教育・保育の重要性を踏まえ、保育者等として求められる資質能力を自ら向上させていく機会として各種研修を計画しましたので御活用ください。

「新たな保育者の学びの姿」へ  
～課題意識に基づいた対話を深め、探究的な学びの実現を目指す～



秋田県教育庁 幼保推進課 指導チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1  
電話：018-860-5126  
FAX：018-860-5850

HP 秋田県教育庁幼保推進課保育情報サイト  
『わか杉っ子元気に！ネット』

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77520>)

「新たな保育者の学びの姿」へ  
 ～課題意識に基づいた対話を深め、探究的な学びの実現を目指す～

「保育者の学びの姿」とは

**主体的な姿勢**

変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的に学ぶ姿勢

**継続的な学び**

求められる知識・技能が変わっていくことを意識した学び

**研修観の転換**

新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための一人一人の保育者の個性に即した学び  
**個別最適な学び**

他者との対話や振り返りの機会を確保した学び  
**協働的な学び**

「探究的な学び」の実現とは

秋田の子どもたちの健やかな成長のために



# 幼保推進課が主催する研修 並びに 他課所等が主催する研修について

(令和8年3月9日)

## I 幼保推進課による研修 (P 2 ~ P 25)

- 1 研修一覧 (P 2 ~ 3)
- 2 申込み方法 (P 4)
- 3 「法定研修」の申込み (P 4)
- 4 その他の留意事項 (P 5)
- 5 各研修会要項 (P 6 ~ 24)
- 6 就学前・小学校等地区別合同研修会 (P 25)

\* P 25は対象市町村等を御確認ください

## II 幼保推進課以外の課による研修 (P 26、27)

## III 総合教育センターによる研修 (P 28、29)

## IV 民間委託による研修 (P 30)

(保育所等キャリアアップ研修)

県より委託された民間事業者が開催

I ~ IIIの研修は「保育士等キャリアアップ研修」の対象になりません。

申込み方法や申込み時期が違いますので御確認ください。

### 【オンラインによる研修に関する用語解説】

\*本研修案内の中で、以下の用語を使用しています。参考として御覧ください。

- オンライン……パソコンやタブレットなどの端末がインターネットにつながっている状態のこと。
- オンライン研修…パソコンやタブレットなどを使用してインターネットを通じて受講する研修のこと。
- ダウンロード……ネットワーク上にあるファイルを手元の端末にコピーすること。
- インストール……ダウンロードしたファイルを手元の端末で使える状態にすること。
- 会議コード……研修ごとに割り当てられた半角英字のこと。
- ライブ配信……今現在のことを映像や音声によって即時に届けること。
- オンデマンド……配信する側が事前に録画した動画を配信すること。
- eラーニング……インターネットを利用して学ぶ学習形態のこと。主にオンデマンドによる研修を実施します。

# I 幼保推進課による研修 【申込み先：幼保推進課】

## I 研修一覧

研修会名 (開催日)	対 象	会 場	頁
園長等運営管理協議会 I期：4/30(木) 11:00~16:15 II期：9/1(火) 13:00~16:15	就学前施設の設置者・施設長 行政担当者等	オンライン研修 (ライブ配信)	6
教頭・主任等研修会 I期：6/3(水) 13:00~16:15 II期：11/9(月) 13:00~16:15	教頭・主任等	I期：オンライン研修 (ライブ配信) II期：秋田県総合教育センター	7
就学前教育理解推進研究協議会 I期：6/30(火) 13:00~16:30 II期：1/29(金) 13:00~16:30	就学前施設教職員 小学校等教職員 行政担当者等	オンライン研修 (ライブ配信)	8
幼稚園・保育所・認定こども園等 新規採用者研修 I：4/14(火) 9:30~12:00 中央 13:45~16:15 北・南 II 北：5/20(水)※ 中央：5/19(火)、5/28(木)※ 南：5/13(水)※ III：6/10(水) IV：9/17(木) V：10/2(金) VI：11/10(火) VII：12/2(水)	<b>新規採用の</b> 就学前施設教職員  *令和7年度以前 に採用され、本 研修を受講して いない者も含む	秋田県総合教育センター  ※II期について 北：大館少年自然の家 中央：岩城少年自然の家 (中央は2回に分けて開催) 南：保呂羽山少年自然の家	9 ~ 11
幼稚園・保育所・認定こども園等 保育実践力習得研修 I期：6/11(木) II期：10/28(水)	<b>採用3年目の</b> 就学前施設教職員	秋田県総合教育センター	12
幼稚園・保育所・認定こども園等 5年経験者研修 I:5/18(月) II:9/28(月) III:11/4(水)	<b>5年経過した</b> 就学前施設教職員	秋田県総合教育センター	13
幼稚園・保育所・認定こども園等 中堅教諭等資質向上研修 I：5/11(月) II：6/2(火) III：8/4(火) IV：9/14(月) V：10/13(火) VI：11/18(水) VII：12/11(金)	<b>10年経過した</b> 就学前施設教職員	秋田県総合教育センター ※III期：オンライン研修	14 ~ 20
園内研修担当者研修 I期：6/12(金) II期：11/20(金)	園内で研修を推進 する教職員	秋田県総合教育センター	21
架け橋プログラム研修会 I I期：5/12(火)	就学前施設教職員 小学校等教職員 行政担当者等	オンライン研修 (ライブ配信)	22
架け橋プログラム研修会 II II期A：7/10(金)  II期B：6/19(金)	II期A： 就学前施設教職員 行政担当者等 II期B： 小学校等教職員 行政担当者等	オンライン研修 (ライブ配信)	23

教育的ニーズに応じた支援のための 研修会【新規】 8/26(水)	就学前施設の設置 者・施設長 教頭・主任等 特別支援教育コー ディネーター等	オンライン研修 (ライブ配信)	24
就学前・小学校等地区別合同研修会 北:7/24(金) 中央:7/28(火) 南:7/29(水)	就学前施設教職員 小学校等教職員 行政担当者等	北:北秋田市交流センター 中央:八郎町えきまえ交流館はち/パル 南:美郷町中央ふれあい館	25

### 受付期間 令和8年4月1日(水)～4月7日(火) 正午必着

【全ての所管研修に係る提出先メールアドレス及び研修問合せ先】

令和8年度より変更になります

メールアドレス：[youho@mail2.pref.akita.lg.jp](mailto:youho@mail2.pref.akita.lg.jp)

↑(小文字のエル) ↑(小文字のエル)

秋田県教育庁 幼保推進課 指導チーム TEL:018-860-5126

(〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1) FAX:018-860-5850

#### \* 「研修申込み」の掲載先

申込みに必要なファイルは下記よりダウンロードして、御記入ください。

秋田県教育庁幼保推進課保育情報サイト「わか杉っ子元気に！ネット」

／「研修情報」／「研修に係るお知らせ」／「研修申込み」

【様式1】：申込み票

【様式2】：申込み票(追加・修正用)

(\*上記サイトについては以下、幼保推進課HPと表記します)

※電子メールでの送受信が難しい場合は、幼保推進課指導チーム(018-860-5126)へ電話で相談してください。

#### 【施設長様へ】

- ◆研修日と園の行事等が重ならないよう、年間計画の確認・調整をしてください。
- ◆研修に関する事前課題や、研修後に受講者が幼保推進課に提出するレポート・アンケート等には必ず目を通し、研修内容や受講者の学びを確認するとともに、園の実情に応じて指導助言をお願いします。
- ◆研修後の報告書等をまとめておくなどして、個々の職員の受講履歴を確実に把握できるようにしてください。

## 2 申込み方法

～所定の様式をダウンロードして記入し、電子メールによる申込みとなります～

### 【申込み手順】

#### (1) 申込み票の作成(Excel)

【様式1】令和8年度幼保推進課所管研修申込み票を使用

※別紙「申込み票の入力方法・送信方法」参照

##### ◇作成時の注意

- ①新規採用者研修は、法定または任意も記入する。(P9参照)
- ②中堅教諭等資質向上研修は、法定または任意①②も記入する。(P14参照)
- ③保育実践力習得研修は、新規採用者研修の受講年度を選択する。(P12参照)
- ④教頭・主任等研修会は、教頭・主任等の役職経験年数も記入する。(P7参照)  
例) 主任保育士3年、副園長1年の方は、役職経験年数4年と記入
- ⑤名前など間違いがないか、複数回チェックする。

#### (2) 申込み票の送信(電子メール) ※別紙「申込み票の入力方法・送信方法」参照

##### ◇送信時の注意

- ①当課の提出先メールアドレス (youho@mail2.pref.akita.lg.jp) が正しいか確認してください。コピーして宛先に貼ると確実です。  
令和8年度より変更になります
- ②件名、ファイル名は必ず次のとおりにしてください。本文は必要ありません。  
**件名及びファイル名：【〇〇園】研修申込み**
- ③【様式1】令和8年度幼保推進課所管研修申込み票が添付されているか確認してください。
- ④申込みが受理された場合は、返信メールが7日程度で届きます。返信がない場合は、幼保推進課指導チーム(018-860-5126)に電話連絡してください。

※電子メールでの送受信が難しい場合は、幼保推進課指導チーム(018-860-5126)へ電話で相談してください。

## 3 「法定研修」の申込み

公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園(藤里町、八峰町、井川町、大瀧村、瀧上市、美郷町)の「新規採用者研修」「中堅教諭等資質向上研修」該当者

#### (1) 申込み方法

法定研修の申込みは、【様式1】令和8年度幼保推進課所管研修申込み票に記入し、幼保推進課と市町村担当課の両方に提出します。

園内研修計画書・報告書などの提出書類も同様です。

#### (2) 「法定研修」実施要項の確認

「新規採用者研修」の該当者はP11、「中堅教諭等資質向上研修」の該当者はP17、P18の実施要項を一読し、園内研修や選択研修(中堅)の課題、計画書・報告書等の提出について施設長等と研修該当者の間で必ず御確認の上、お申込みください。

## 4 その他の留意事項

### (1) 研修対象者について

各研修会要項に「秋田県教職キャリア指標（保育者）」をもとにした、受講対象者に該当するキャリアステージを記載しています。各キャリアステージで求められる資質能力や目安の年数等を参考の上、受講者を選定しお申し込みください。 \*園長等運営管理協議会を除く

### (2) 定員超過の対応

申込み希望が定員を超過した場合、受講人数の調整をお願いする場合があります。

### (3) 追加募集のお知らせ

定員に満たない場合は、追加募集をします。4月中旬頃までに幼保推進課HP「新着情報」に掲載します。先着順となりますのでお早めにお申し込みください。

### (4) 欠席等の手続き ~研修を欠席する際は、必ず「欠席届」を提出してください~

#### A 「研修前日まで」に欠席が分かっている場合

- ①所属施設の施設長等が、幼保推進課指導チーム(018-860-5126)に電話連絡をする。
- ②様式「欠席届」を幼保推進課HP「各研修に係る様式等について」よりダウンロードし、作成する。(P31参照)
- ③施設長等が幼保推進課宛て電子メールにて提出する。

#### B 「研修当日」に欠席又は遅刻の場合

- ①所属施設の施設長等が、幼保推進課指導チーム(018-860-5126)に電話連絡をする。
- ②欠席の場合は、Aと同様の方法で欠席届を作成・提出する。
- ③遅刻の場合は、幼保推進課からの指示を受けて、安全を最優先に行動する。

### (5) 研修情報の幼保推進課HPへの掲載

「開催要項」「受講申込一覧」を研修開催の2週間前までに掲載します。受講申込一覧に施設名がない場合は、幼保推進課指導チーム(018-860-5126)に連絡してください。

また、各研修会要項(幼保推進課による研修)、講演題等については、変更になることがあります。幼保推進課HPを御確認ください。

### (6) 自然災害、感染症拡大等に係る対応について

当課所管の集合型で開催予定の各種研修が、自然災害や感染症拡大等により集合型での開催が難しいと判断される場合は、オンライン研修等、代替開催の可能性もありますので御了承ください。対応については、各研修の開催要項等でお知らせします。

### (7) オンライン研修に向けた準備 ※「オンライン研修の手引」参照

- ①使用端末(PC等)を用意する。
  - ②インターネット環境を確認し、接続が安定する場所から参加する。
- \*音声や映像トラブルを回避するため、有線での接続をお勧めします。

年度当初に行っていたオンライン接続テストは実施しません。  
なお、各種研修では、開始1~2時間前から接続できるようにします。

## 5 各研修会要項（幼保推進課による研修）

研 修 名	園長等運営管理協議会
ね ら い	秋田県の教育・保育の施策等の周知徹底を図るとともに、園の運営・管理、今日的課題等に関する情報提供及び説明を行い、県内就学前施設における教育・保育の振興・充実に図る。
対象・定員	就学前教育・保育施設の設置者・施設長及び行政関係者等 <b>定員なし</b>
日 時	I期：令和8年4月30日（木）11：00～16：15 II期：令和8年9月1日（火）13：00～16：15
参 加 方 法	・Google Meetによるライブ配信 申込み者所属園に会議コードを電子メールで送付します。
内 容	<p><b>I期 4月30日(木)</b></p> <p>【説明1】 「教育・保育の充実に向けて」 幼保推進課指導チーム</p> <p>【説明2】 「就学前教育・保育施設における安全管理等について」 幼保推進課調整・企画チーム</p> <p>【講演1】 「学び続ける組織がつくる保育の質」 ～“組織”として機能する園づくりと園長等のリーダーシップ～ 洗足こども短期大学 幼児教育保育科 教授 井上 眞理子 氏</p> <p>【講演2】 「教育・保育の質の維持・向上のための労務管理」 ～働きやすく、働きがいのある職場を目指して～ 社会保険労務士法人 こどものそら舎 代表 関山 浩司 氏</p> <p><b>II期 9月1日(火)</b></p> <p>【説明】 「教育・保育の充実に向けて」 幼保推進課指導チーム</p> <p>【講演】 「学び続ける組織がつくる保育の質」 ～組織のリソースを活かし“学び合う文化”を育む～ 洗足こども短期大学 幼児教育保育科 教授 井上 眞理子 氏</p> <p>【協議】 「自園の学び合う文化を育む取組について」</p> <p>【実践発表】 3園の発表</p>
携 行 品	*詳しくは、幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。
備 考	「開催要項」「受講申込一覧」を、2週間前までに幼保推進課HP／「研修情報」に掲載します。

研 修 名	<b>教頭・主任等研修会</b>		
ね ら い	幼稚園・保育所・認定こども園等の運営や当面する諸課題について識見を高めるとともに、教頭・主任教諭・主任保育士・主任保育教諭等としての資質の向上を図る。		
対象・定員	幼稚園・保育所・認定こども園等の教頭・主任教諭・主任保育士・主任保育教諭等 <b>I期：定員なし II期：300名</b>  *秋田県教職キャリア指標：第3～第4ステージに該当する方 * I期の対象者について A：幼稚園・保育所・認定こども園等の教頭・主任教諭、主任保育士等としての経験が3年目までの方（目安：令和8年度が3年目） B：幼稚園・保育所・認定こども園等の教頭・主任教諭、主任保育士等として、4年以上経過した方（目安：令和8年度、教頭・主任の役職として4年目以上の方）		
日 時	I期：令和8年6月3日（水）13:00～16:15（A・B同日開催） II期：令和8年11月9日（月）13:00～16:15		
参加方法	I期：Google Meetによるライブ配信 申込み者所属園に会議コードを電子メールで送付します。 II期：参集型（秋田県総合教育センター）		
内 容	<p><b>I期 6月3日(水)</b></p> <p>A：【説明】 幼保推進課行政説明 <span style="float:right">幼保推進課</span>  【講演・演習】  「ミドルリーダーの役割」  株式会社保育のデザイン研究所 <span style="float:right">矢藤 誠慈郎 氏</span>  【協議】  協議テーマ：「園を支える教頭・主任等の役割」 <span style="float:right">幼保推進課</span></p> <p>B：【講演・演習】  「働きやすい職場づくりに向けたハラスメント対応」  青木労務管理事務所 社会保険労務士 <span style="float:right">青木 亮太 氏</span>  【説明】 幼保推進課行政説明  【協議】  協議テーマ：「園を支える教頭・主任等の役割」 <span style="float:right">幼保推進課</span></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I期終了後、各園での実践を実践シートにまとめていただきます。</li> <li>・ 実践シートの内容、記入の仕方等は、I期終了後に連絡します。</li> <li>・ II期は、各園の実践シートをもとに協議を行います。</li> </ul> </div> <p><b>II期 11月9日(月)</b></p> <p>【講演・演習】  「学び続ける組織がつくる保育の質  ～職員の『よさ』を育む組織づくりと教頭・主任のリーダーシップ～」  洗足こども短期大学 幼児教育保育科  教授 <span style="float:right">井上 眞理子 氏</span>  【協議】  協議テーマ：「園運営の改善を図るための教頭・主任等の役割」  <span style="float:right">幼保推進課</span></p>		
携 行 品	*詳しくは、幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。 * II期は実践シートを準備願います。様式等の詳細については、I期終了後に電子メールにて連絡します。		
備 考	「開催要項」「受講申込一覧」を、2週間前までに幼保推進課HP/「研修情報」に掲載します。		

研 修 名	<b>就学前教育理解推進研究協議会 (幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けての研修会)</b>
ね ら い	幼児教育と小学校教育の円滑な接続についての講話や協議を通して、育ちと学びの連続性を踏まえた幼保小連携について理解を深め、秋田県における教育・保育施策の振興・充実を図る。
対象・定員	幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員等、小学校等教職員、特別支援学校教職員、行政関係者等 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">定員なし</span> *秋田県教職キャリア指標：第2～第4ステージに該当する方
日 時	I 期：令和8年6月30日（火）13：00～16：30 II 期：令和9年1月29日（金）13：00～16：30
参加方法	・Google Meetによるライブ配信 申込み者所属園に会議コードを電子メールで送付します。
内 容	<p>&lt;中心テーマ&gt; 「幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について」 *文部科学省「幼児教育の理解・発展推進事業」の一環として実施</p> <p>～協議の視点～ ① 幼児教育と小学校教育の学びの繋がりを考える際の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用について ② 架け橋期のカリキュラムの作成、実施、評価、改善</p> <p><b>I 期 6月30日(火)</b> 【講演】 「幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について」 京都教育大学 教育学部 幼児教育科 教授 古賀 松香 氏</p> <p>【協議】 「幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について」</p> <p><b>II 期 1月29日(金)</b> 【講演】 「幼保小の架け橋プログラムの充実について」 文部科学省初等中等教育局 幼児教育課教科調査官</p> <p>【実践発表】 ① 行政の実践 ② 小学校の実践 ③ 就学前教育・保育施設の実践</p> <p>【協議】 「幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について ～今年度の実践から～」 幼保推進課</p>
携 行 品	*詳しくは、幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。
備 考	「開催要項」を、2週間前までに幼保推進課HP/「研修情報」に掲載します。

研 修 名	<b>幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修</b>
ね ら い	幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の一層の充実を図るため、新規採用者に対して1年間の研修を実施し、新規採用者が幅広い知見を得られるようにするとともに、実践的指導力と使命感を養う。
対象・定員	<p>本研修の対象となる新規採用者は、令和8年度に、幼稚園・保育所・認定こども園等に採用され、継続して勤務することを予定している者とする。ただし令和7年度以前に採用され、本研修を受講していない者も含む。</p> <p style="text-align: right;"><b>定員200名</b></p> <p><b>*秋田県教職キャリア指標：第1ステージに該当する方</b></p> <p><b>★園外研修全日程（7日間）の参加を原則とします。</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>法定研修（園外研修7日間・園内研修10日間程度）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園教諭</li> <li>・公立幼保連携型認定こども園保育教諭</li> </ul> <p><b>任意研修（園外研修7日間）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園教諭</li> <li>・私立幼保連携型認定こども園保育教諭</li> <li>・公私立保育所保育士</li> <li>・認可外保育施設等保育者</li> </ul> </div>
日時・会場・内容	園外研修一覧（P10） 参照
携 行 品	<p>&lt;年間通して使用するもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」のいずれか。</li> </ul> <p>&lt;各回の研修で使用するもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各研修の2週間前までに、幼保推進課HP／「研修情報」に掲載します。</li> </ul>
備 考	<p>「開催要項」「受講申込一覧」を、2週間前までに幼保推進課HP／「研修情報」に掲載します。</p> <p>法定研修に該当する園（公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園）の園内研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内研修を年間10日間程度実施すること。</li> <li>・施設長は「園内研修実施計画書」及び「園内研修実施報告書」を作成し、所定の期間内に市町村担当課と幼保推進課に、郵送で提出すること。</li> </ul> <p><b>*詳しくは、P11参照</b></p>
<p>法定研修に該当する園（公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園）は、幼保推進課宛て申込みの他、同様の申込み票を所定の期間内に、市町村担当課宛てに電子メールで提出してください。</p>	

## 幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修 園外研修一覧

I	<p><b>4月14日(火) 9:30~12:00 &lt;県央&gt;</b>  <b>13:45~16:15 &lt;県北、県南&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">地区ごとに分かれて実施する</p> <p style="text-align: center;">秋田県総合教育センター (所在地) 潟上市天王字追分西29-76</p> <p>【開講式】 新規採用者への期待 幼保推進課長            【講義】 「社会人・教育者・保育者としての心構え」 幼保推進課            【講義】 「秋田県が大切にしている乳幼児期の教育・保育」 幼保推進課            【オリエンテーション】 「自己到達目標評価表・新規採用者研修全般について」 幼保推進課            【説明】 「新規採用者研修Ⅱについて」 幼保推進課</p>
II	<p>&lt;県北&gt; <b>5月20日(水) 10:00~15:00</b> 秋田県立大館少年自然の家            (所在地) 大館市東字岩神沢31</p> <p>&lt;県央A&gt; <b>5月19日(火) 10:00~15:00</b> 秋田県立岩城少年自然の家            (所在地) 由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢260-8</p> <p>&lt;県央B&gt; <b>5月28日(木) 10:00~15:00</b> 秋田県立岩城少年自然の家            *県央は、受講者数の関係により、2グループに分けて実施する。</p> <p>&lt;県南&gt; <b>5月13日(水) 10:00~15:00</b> 秋田県立保呂羽山少年自然の家            (所在地) 横手市大森町八沢木大木屋73</p> <p>【講義・実技】 「あきたアドベンチャープログラム」</p>
III	<p><b>6月10日(水) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講義】 「乳幼児理解に基づく環境の構成と保育者の援助」            秋田大学教育文化学部 講師 保坂 和貴 氏</p> <p>【講義・演習・協議】 「指導計画の意義と週案・日案等の作成」 南教育事務所            【協議・情報交換】 「これまでを振り返ってⅠ」 幼保推進課</p>
IV	<p><b>9月17日(木) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講話】 「健康・安全を守る保育者の役割」            秋田大学教育文化学部附属幼稚園 養護教諭</p> <p>【講義・演習】 「乳幼児の発達の特徴 ～環境の構成と保育者の援助を考える～            0・1・2歳児」 幼保推進課</p> <p>【説明】 「実践課題レポートの作成」 幼保推進課</p>
V	<p><b>10月2日(金) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講義・演習】 「カウンセリングマインドを生かした乳幼児・保護者との関わり」            秋田県総合教育センター 支援チーム 児童生徒支援担当</p> <p>【講義・演習】 「乳幼児の発達の特徴 ～環境の構成と保育者の援助を考える～            3・4・5歳児」 幼保推進課</p> <p>【説明・演習・協議】 「自己到達目標評価表の評価について」 幼保推進課</p>
VI	<p><b>11月10日(火) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講話・演習】 「豊かな心を育む絵本の読み聞かせ」            秋田県子ども読書支援センター 子ども読書アドバイザー 田丸 美穂 氏</p> <p>【講義・演習】 「障害のある子どもの教育・保育」            特別支援学校 教諭(兼) 教育専門監</p> <p>【協議・情報交換】 「これまでを振り返ってⅡ」 幼保推進課</p>
VII	<p><b>12月2日(水) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講話】 「乳幼児理解～先輩保育者の実践に学ぶ～」 令和7年度新規採用研修受講者</p> <p>【協議・情報交換】 「これまでを振り返ってⅢ～実践課題レポートの発表～」 幼保推進課</p> <p>【講義・演習・協議】 「評価と次年度への改善」 幼保推進課</p> <p>【閉講式】 「新規採用者研修を振り返って」 幼保推進課</p>

## 幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修 「法定研修」実施要項（園内研修に係る事項）

法定研修に該当する園は、園内において年間10日間程度の保育実践及び乳幼児理解等に係る研修を実施すること。

### 【法定研修対象者】

公立幼稚園教諭

公立幼保連携型認定こども園保育教諭

- ・園内に指導する立場の者（施設長又は主任等）を定め、園内研修体制を整えるとともに、研修計画例を参考に、他の教職員による指導・助言等も加えた「園内研修実施計画書」を作成し、組織的・計画的に研修を実施することにより、新規採用者の職務遂行及び教育・保育の基本の修得を図ること。
- ・施設長は、「園内研修実施計画書」及び「園内研修実施報告書」を作成し、所定の期間内に、市町村担当課と幼保推進課に提出する。
- ・任意研修の該当園は、園の実情に応じて園内研修を実施する。

「法定研修に該当する園」の提出物や提出期限等は次のとおりです。

### 【提出期間】

園内研修実施計画書 令和8年5月7日（木）～5月20日（水）

園内研修実施報告書 令和9年2月1日（月）～2月12日（金）

### 【提出先・提出方法】

市町村担当課：関係市町村担当課長宛て、郵送で提出する。

幼保推進課：幼保推進課長宛て、郵送で提出する。

### 【各様式のダウンロード先】

秋田県教育庁幼保推進課保育情報サイト「わか杉っ子元気に！ネット」

／「研修情報」／「研修に係るお知らせ」／「各研修に係る様式等について」

／「新規採用者研修 実施の手引」内

「新規採用者研修 実施の手引」内には、各様式の他、「研修計画例」も掲載していますので参考にしてください。

研 修 名	<b>幼稚園・保育所・認定こども園等保育実践力習得研修</b>
ね ら い	幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の一層の充実を図るため、保育の実際についての研修を行い、幼稚園・保育所・認定こども園教職員等としての実践的指導力を高める。
対象・定員	<p>在職期間が2年に達した（採用3年目）幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員。  <u>但し、原則として、令和7年度以前に幼保推進課主催の新規採用者研修を受講している者。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">定員150名</div> <p>*秋田県教職キャリア指標：第Ⅰステージに該当する方</p> <p>★下記日程の2回とも受講できる方を対象とします。</p>
日 時	<p>I期：令和8年6月11日（木） 13：15～16：15  II期：令和8年10月28日（水） 13：15～16：15</p>
会 場	秋田県総合教育センター （所在地） 潟上市天王字追分西29-76
内 容	<p><b>I期 6月11日(木)</b>  【講義・演習】 「障害のある子どもの教育・保育」  特別支援学校教諭（兼）教育専門監</p> <p>【講義・演習】 「保育記録の作成」  北教育事務所</p> <p><b>II期 10月28日(水)</b>  【講義・演習】 「指導計画（日案）の作成①」  幼保推進課</p> <p>【演習・協議】 「指導計画（日案）の作成②」  幼保推進課</p>
携 行 品	幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。
備 考	「開催要項」「受講申込一覧」を、2週間前までに幼保推進課HP／「研修情報」に掲載します。

研 修 名	<b>幼稚園・保育所・認定こども園等5年経験者研修</b>
ね ら い	幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の一層の充実を図るため、保育の実際及び学級（クラス）経営についての研修を行い、幼稚園・保育所・認定こども園等教職員としての実践的指導力を高める。
対象・定員	在職期間が5年に達した（採用6年目）幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">定員120名</div> <b>*秋田県教職キャリア指標：第2ステージに該当する方</b> <b>★下記日程の3回とも受講できる方を対象とします。</b>
日 時	I期：令和8年5月18日（月）13：15～16：15 II期：令和8年9月28日（月）13：15～16：15 III期：令和8年11月4日（水）13：15～16：15
会 場	秋田県総合教育センター （所在地） 潟上市天王字追分西29-76
内 容	<b>I期 5月18日(月)</b> 【説明】 「自己到達目標評価表の活用」 幼保推進課 【講義】 「園内研修の理解と参画」 北教育事務所 【講義・演習】 「特別な配慮を必要とする子どもの理解と手立て」 特別支援学校 教諭（兼）教育専門監  <b>II期 9月28日(月)</b> 【講義・演習】 「子どもの主体的な活動を支える環境の構成と保育者の援助 【0・1・2歳児】」 幼保推進課 【講義・演習】 「子どもの主体的な活動を支える環境の構成と保育者の援助 【3・4・5歳児】」 聖園学園短期大学 講師 佐々木 啓子 氏  <b>III期 11月4日(水)</b> 【講義・演習】 「カウンセリングの技法を生かした 乳幼児・保護者との関わり」 秋田県立大学 臨床心理士・公認心理師 小林 真由美 氏 【講義・演習】 「5年経験者として～次のキャリアステージに向けて～」 幼保推進課
携 行 品	幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。
備 考	「開催要項」「受講申込一覧」を、2週間前までに幼保推進課HP／「研修情報」に掲載します。

研 修 名	<b>幼稚園・保育所・認定こども園等中堅教諭等資質向上研修</b>
ね ら い	教育・保育に関し相当の経験を有する幼稚園・保育所・認定こども園等の教諭等に対し、現職研修の一環として1年間の研修を実施する。その教育・保育活動その他の学校（園）運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る。
対象・定員	<p>採用から11年目の幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員  *対象者、在職期間の計算については、P19、20【参考①②】を参考にしてください。 <b>定員80名</b></p> <p>*秋田県教職キャリア指標：第3ステージに該当する方</p> <p>★園外研修全日程（7日間）の参加を原則とします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>法定研修（園外研修7日間、選択研修3日間、園内研修10日間程度等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園教諭</li> <li>・公立幼保連携型認定こども園保育教諭</li> </ul> <p>任意研修①（任意研修に該当する園で、法定研修と同等の研修を希望する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園教諭</li> <li>・公立保育所保育士</li> <li>・私立幼保連携型認定こども園保育教諭</li> <li>・認可外保育施設等保育者</li> </ul> <p>任意研修②（任意研修に該当する園で、園外研修7日間のみを希望する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園教諭</li> <li>・公立保育所保育士</li> <li>・私立幼保連携型認定こども園保育教諭</li> <li>・認可外保育施設等保育者</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>公立保育所において今後人事異動等に伴い公立幼稚園または公立幼保連携型認定こども園への勤務が想定される場合は、任意研修①を推奨します。</u></p> </div> <p>*受講希望者が研修で使用する会場の定員を超過し、研修を実施することが困難である場合は、申込みをお断りすることがあります。（任意研修に該当する園の受講者の人数を、1園1名または2名とする等）</p>
日時・会場・内容	園外研修一覧（P16） 参照
携 行 品	<年間通して使用するもの> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」のいずれか。</li> </ul> <各回の研修で使用するもの> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各研修の2週間前までに、幼保推進課HP／「研修情報」に掲載します。</li> </ul>
備 考	<b>法定研修及び任意研修①に該当する園の研修について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内研修を年間10日間程度実施すること。</li> <li>・選択研修(社会体験研修を主とする選択研修)を2日間又は3日間実施すること。</li> <li>・特定課題研究を実施すること。</li> <li>・施設長は「研修教員評価（事前・事後）」及び「研修計画書・報告書」を作成すること。</li> </ul> <p>*詳しくは、P17、18参照</p>
<p>法定研修（公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園）及び任意研修①（公立保育所）は、上記の幼保推進課宛て申込みの他、同様の申込み票を所定の期間内に、<u>市町村担当課宛てにも電子メールで提出してください。</u></p>	

協議会名	幼稚園・保育所・認定こども園等 中堅教諭等資質向上研修園長等連絡協議会 <u>(オンライン開催)</u>
対 象	法定研修該当者 <sup>(1)</sup> 及び任意研修①該当者 <sup>(2)</sup> とその施設長  (1) 法定研修該当者 : 公立幼稚園教諭及び公立幼保連携型認定こども園 保育教諭 (未満児クラス担当者を含む)  (2) 任意研修①該当者 : 私立幼稚園教諭・公私立保育所保育士・私立幼保連携型 認定こども園保育教諭・認可外保育施設等保育者の教職員 員で、法定研修対象者と同等の研修を希望する教職員
日 時	令和8年4月15日 (水) 14:00~15:30
参加方法	・Google Meetによるライブ配信 申込み者所属園に会議コードを電子メールで送付します。
内 容	・園内研修、園外研修、選択研修等の流れについて ・能力・適性等の評価、研修計画の作成について ・質疑応答等
資 料	・該当の各園に電子メールで送付します。

## 幼稚園・保育所・認定こども園等中堅教諭等資質向上研修 園外研修一覧

I	<p><b>5月11日(月) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター (所在地) 湯上市天王字追分西29-76</p> <p>【開講式】「中堅教諭等に求めること」 幼保推進課長</p> <p>【講義】「本県就学前教育・保育の目指すところ」 幼保推進課</p> <p>【講義・演習】「幼稚園・保育所・認定こども園等における研修・研究」 幼保推進課</p> <p>【説明】「自己到達目標評価表の活用①」 幼保推進課</p>
II	<p><b>6月2日(火) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講義・演習】「乳幼児保育について」 幼保推進課</p> <p>【講義・演習】「園における評価と開かれた園運営」 南教育事務所</p>
III	<p><b>8月4日(火) 13:15~16:15</b> ★Google Meetによるオンライン研修(ライブ配信)</p> <p>【講話】「児童虐待防止について」 子ども・女性・障害者相談センター 児童福祉司</p> <p>【講義】「子どもの主体性を支える保育と保育の計画性」 秋田大学教育文化学部 准教授 瀬尾 知子 氏</p>
IV	<p><b>9月14日(月) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講義・演習】「特別な配慮を必要とする乳幼児の理解と支援 ～障害のある子どもの教育・保育～」 特別支援学校 教諭(兼)教育専門監</p> <p>【講義】「子育て支援の推進」 聖園学園短期大学 教授 蛭田 一美 氏</p>
V	<p><b>10月13日(火) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講義】「就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続」 秋田大学教育文化学部 教授 山名 裕子 氏</p> <p>【講義・演習】「コーチングの理解と応用」 幼保推進課</p>
VI	<p><b>11月18日(水) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【講義・演習】「就学前教育・保育施設におけるリスクマネジメント」 教育庁保健体育課</p> <p>【講話】「インターネットの健全利用の推進」 教育庁生涯学習課</p>
VII	<p><b>12月11日(金) 13:15~16:15</b> 秋田県総合教育センター</p> <p>【発表】「特定課題研究・実践レポートの発表」 幼保推進課</p> <p>【協議】「個人研究の振り返り」 幼保推進課</p> <p>【説明】「自己到達目標評価表の活用②(1年間の振り返り)」 幼保推進課</p>

# 幼稚園・保育所・認定こども園等中堅教諭等資質向上研修 「法定研修」実施要項（任意研修①も同様の研修を行う）

## 1 内容及び方法

- (1) 県教育委員会は、本研修が研修教員一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、研修教員のニーズに応じたものとなるよう、各々の実情に応じて、具体的な研修の内容及び方法、実施期間、場所等に関し、創意工夫する。
- (2) 市町村担当課及び所属長は、本研修の実施に当たり、事前に、個々の研修教員の能力、適性等を評価し、研修教員ごとに所属園から提出された評価案及び研修計画書案の調整と決定を行う。
- (3) 研修教員は、園外における研修（以下「園外研修」という。）を、9日間又は10日間受けるとともに、園内における研修（以下「園内研修」という。）を、10日間程度受ける。
- (4) 市町村担当課及び所属長は、本研修修了時に、研修教員の能力、適性等を再び評価した結果をその後の研修等に活用する。
- (5) 具体的な内容及び方法については、次のものを基本とする。

### ① 園外研修（9日間又は10日間）

ア 教育・保育に関する研修（県教育委員会が実施 \*園外研修一覧参照）＜7日間＞  
指導力に優れた教職員や指導主事等を講師として、少人数形式によるグループ協議や教材研究、演習、講義等を通じた研修を実施する。

イ 社会体験研修を主とする選択研修（以下「選択研修」という。）＜2日間又は3日間＞  
研修教員が自ら社会体験の研修先を選択し、異なる職種の体験を通じて視野を広げたり、公開研究協議会へ参加して自らの専門性を高めたりする研修である。

#### 【①イ 選択研修について】

◇原則として2日間又は3日間の社会体験研修を行う。2日間の社会体験研修と秋田大学教育文化学部附属学校園公開研究協議会に1日参加することを組み合わせた実施も可とする。つまり、次の3つのパターンのいずれかとなる。

- ・社会体験研修2日間
- ・社会体験研修3日間
- ・社会体験研修2日間と秋田大学教育文化学部附属学校園公開研究協議会1日間

◇公開研究協議会への参加申込みについては、各園で行うこととする。

### ② 園内研修（10日間程度）

各園において、園長等の指導の下、実際の保育実践を通じた保育の研究や、教材研究・特定課題研究等についての研修を実施する。

## 2 研修教員評価及び研修計画の作成等

- (1) 県教育委員会は、本研修の内容等を踏まえ、研修教員の能力、適性等について評価を行うための項目別到達目標を作成する。
- (2) 所属長は、(1)の項目別到達目標に基づいて、教頭や主任等を活用すること等により、研修教員評価案及び研修計画書案（園内研修計画書と選択研修計画書）の作成を行い、市町村担当課と幼保推進課に提出する。
- (3) 所属長は、対象となる研修教員に対し、研修計画書に基づき、本研修を受けるよう職務上の命令を発する。

- (4) 研修教員評価案及び園内研修並びに選択研修に係る研修計画書案の作成に当たっては、次の事項に留意する。
- ① 研修教員を多面的に評価し、適切な研修計画を作成するために、所属長が教頭や主任等と相談することが望ましいこと。
  - ② 研修教員評価及び研修計画書の作成に当たっては研修教員自身に自己評価を行わせ、それを聴取することや、研修教員の意見や希望を参考として聴取することは、研修教員に自らの課題や適性、得意分野等を再認識させ、研修意欲を喚起するとともに、研修内容をより適切なものとする上で望ましいこと。  
ただし、研修教員評価及び研修計画の作成は、市町村担当課及び所属長がその権限と責任において行うべきものであり、本人の自己評価や意見等をそのまま研修教員評価や研修計画に反映させることは不適切であること。
  - ③ 研修教員が自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、決定した研修教員評価や研修計画については、所属長が必要に応じて研修教員に示して説明することも考えられること。
- (5) 所属長は、研修修了時に(1)の項目別到達目標に照らして、再度評価を行うとともに、園内研修報告書の作成を行う。併せて、研修教員に選択研修報告書を作成させる。研修教員評価結果と各研修報告書は、市町村担当課と幼保推進課に提出する。
- (6) 研修教員評価及び園内研修並びに選択研修に係る研修報告の作成に当たっては、次の事項に留意する。
- ① 本研修修了後も、引き続き研修教員の資質の向上を図り、研修教員に対する今後のより効果的な指導や研修に活用していくため、研修修了時の評価結果を、必要に応じて研修教員に説明するなどの配慮が望まれること。
  - ② 本研修修了時における評価は、上述の趣旨により行われるものであり、その評価結果が必ずしも勤務評定（人事評価システム）につながるものではないこと。しかし、研修教員が人事評価システムにおける自己目標を本研修で取り組む内容に関連させて設定している場合には、当研修の評価が人事評価システムにつながることも考えられること。

### 3 法定研修及び任意研修①該当園の提出物

<p>「法定研修に該当する園」「任意研修①に該当する園」の提出物や提出期限等は次のとおりです。</p> <p><b>【提出物・提出期限】</b></p> <p>①園内研修計画書・研修教員評価（事前）・選択研修計画書：<b>令和8年6月16日（火）</b></p> <p>②選択研修報告書：選択研修終了後1か月以内</p> <p>③特定課題研究レポート：<b>令和8年12月11日（金）</b>（中堅教諭等資質向上研修Ⅶで発表・提出）</p> <p>④園内研修報告書・研修教員評価（事後）：<b>令和9年2月19日（金）</b></p> <p><b>【提出先・提出方法】</b></p> <p>○法定研修に該当する園 評価及び計画書・報告書の内容について市町村担当課と確認後、市町村担当課と幼保推進課に提出する。 市町村担当課：関係市町村担当課長宛て、<u>郵送</u>で提出する。 幼保推進課：幼保推進課長宛て、<u>郵送</u>で提出する。 *園より直接、市町村担当課と幼保推進課の<b>2か所</b>に提出する。</p> <p>○任意研修①に該当する園 幼保推進課：幼保推進課長宛て、<u>郵送</u>で提出する。</p> <p><b>【各様式のダウンロード先】</b> 秋田県教育庁幼保推進課保育情報サイト「わか杉っ子元気に！ネット」 ／「研修に係るお知らせ」／「各研修に係る様式等について」 ／「中堅教諭等資質向上研修」内</p>
---

\*任意研修②に該当する園においては提出を求めません。

### 【参考①】

#### 秋田県幼稚園・保育所・認定こども園等中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間及び対象等について

本県では、中堅教諭等資質向上研修を採用11年目の教職員に実施することから、対象者の在職期間に係る計算方法については、改訂前の「教育公務員特例法施行規則」に基づき、次のとおりとします。

- ・在職期間が10年に達した幼稚園教諭及び幼保連携型認定こども園保育教諭等。
- ・保育所保育士等については以下を準用する。

#### ○ 在職期間の計算方法

- (1) 在職期間は、国立・公立・私立の教諭等として在籍した期間（臨時的に任用された期間を除く）を通算した期間とすること。
- (2) 在職期間を計算する場合、市町村教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間を、当該在職期間として通算すること。
- (3) 在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
  - ① 国家公務員法（昭和22年法律 第120号）第79条若しくは地方公務員法（昭和25年法律 第261号）第28条の規定による休職、国家公務員法第82条若しくは地方公務員法第29条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間
  - ② 国家公務員法 第108条の6 第1項ただし書又は地方公務員法第55条の2 第1項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
  - ③ 地方公務員法第26条の6 第1項の規定により配偶者同行休業をした期間
  - ④ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律 第109号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律 第110号）第2条第1項の規定により育児休業をした期間
  - ⑤ 私立幼稚園の教諭等として在職した期間について、①又は③に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
  - ⑥ その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間  
例）地方公共団体において定められた条例等に基づき、負傷又は疾病による療養のため休暇を取得した期間
- (4) 中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者  
次に掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。
  - ① 臨時的に採用された者
  - ② 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要があると認める者
  - ③ 一般職の任期付職員の任用及び給与の特例に関する法律第3条各項の規定により任期を定めて採用された者
  - ④ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された者
  - ⑤ 市町村教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、県教育委員会が当該者の経験の程度を勘案して10年経験者研修を実施する必要があると認める者
- (5) 特別の事情がある場合には、その事情に応じて研修時期を柔軟に定めることができる。所属長が、県教育委員会及び市町村担当課にその旨を文書で連絡することとする。  
(例) ・研修対象者が病気休暇や育児休暇等長期の休暇明けにあり、心身の状態等に十分な配慮が必要な場合

【参考②】中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算（例）

研修を実施する年度は、在職期間が10年を経過した次の年度を原則とするが、下記の事項を換算し、採用後10年を経過しても研修の対象者とならない場合があるので留意すること。

<在職期間とみなす事項>

- ・産休、長期研修（内地留学、長期研修員等）、教諭等採用後の教育委員会勤務、他県・私学教員（臨時的任用を除く）等

<在職期間とみなさない事項>

- ・育休、病休、休職、停職、介護休暇等

(注1)上記の「みなさない事項」について、その期間が連続12か月以上の場合は、年度のまたがりの有無にかかわらず、年単位で換算する。

(注2)上記の「みなさない事項」が二つ以上連続した場合は、それらを合わせた期間で換算する。

例1：除算する事項が何もない場合

採用後の年数	H28年度 採用	H29年度 2年目	H30年度 3年目	R1年度 4年目	R2年度 5年目	R3年度 6年目	R4年度 7年目	R5年度 8年目	R6年度 9年目	R7年度 10年目	R8年度 11年目	
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	中堅研	

例2：連続12カ月に満たない（除算しない）休職等がある場合

採用後の年数	H28年度 採用	H29年度 2年目	H30年度 3年目	R1年度 4年目	R2年度 5年目	R3年度 6年目	R4年度 7年目	R5年度 8年目	R6年度 9年目	R7年度 10年目	R8年度 11年目	
通算する年数	1	2	3	4 休職 9か月	5	6	7	8 休職 11か月	9	10	中堅研	

例3：介護休暇と休職が連続し、合計12か月以上になる場合

採用後の年数	H28年度 採用	H29年度 2年目	H30年度 3年目	R1年度 4年目	R2年度 5年目	R3年度 6年目	R4年度 7年目	R5年度 8年目	R6年度 9年目	R7年度 10年目	R8年度 11年目	R9年度 12年目	
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7 介護 5か月	8 休職 9か月	9	10	中堅研		

例4：産休から連続する育休が一度ある場合

採用後の年数	H28年度 採用	H29年度 2年目	H30年度 3年目	R1年度 4年目	R2年度 5年目	R3年度 6年目	R4年度 7年目	R5年度 8年目	R6年度 9年目	R7年度 10年目	R8年度 11年目	R9年度 12年目	R10年度 13年目	R11年度 14年目
通算する年数	1	2	3	4	5 産休	6 育休 2年10か月	7 除算	8 除算	9	10	中堅研			

例5：産休から連続する育休が複数回ある場合

採用後の年数	H28年度 採用	H29年度 2年目	H30年度 3年目	R1年度 4年目	R2年度 5年目	R3年度 6年目	R4年度 7年目	R5年度 8年目	R6年度 9年目	R7年度 10年目	R8年度 11年目	R9年度 12年目	R10年度 13年目	R11年度 14年目
通算する年数	1	2 産休	3 育休 2年5か月	4 除算	5 除算	6	7 産休	8 育休 1年6か月	9 除算	10	11	12	13	14 中堅研

例6：教育委員会事務局等での勤務期間がある場合

採用後の年数	H28年度 採用	H29年度 2年目	H30年度 3年目	R1年度 4年目	R2年度 5年目	R3年度 6年目	R4年度 7年目	R5年度 8年目	R6年度 9年目	R7年度 10年目	R8年度 11年目	
通算する年数	1	2 小学校で採用・勤務	3	4	5	6 中学校で勤務	7	8	9 教育委員会勤務	10 中学校	中堅研	

例7：他県の公立学校や私立学校での勤務経験がある場合

採用後の年数	H28年度 -	H29年度 -	H30年度 -	R1年度 -	R2年度 -	R3年度 -	R4年度 -	R5年度 -	R6年度 -	R7年度 本県採用	R8年度 2年目	R9年度 3年目	R10年度 4年目
通算する年数	1	2	3 他県の公立中学校で採用・勤務	4 除算	5	6 本県の私立中学校で勤務	7	8 除算	9 本県で 講師勤務	10 本県の公立中学校で採用・勤務	中堅研		

研 修 名	<b>園内研修担当者研修</b>
ね ら い	幼稚園・保育所・認定こども園等において、園内研修を推進する立場の保育者に基本的な研修の進め方や研修の手法に関する研修を提供し、その専門性を高めるとともに、園内研修のより一層の充実を図るため、組織的・計画的・継続的な研修を目指した研修リーダーの役割に関する研修を行い、その資質の向上を図る。
対 象	各施設において中堅的立場にあり、園の研究や園内研修をリードする立場にある幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定員200名</span>  *秋田県教職キャリア指標：第3～第4ステージに該当する方  ★下記日程の2回とも受講できる方を対象とします。
日 時	I期：令和8年6月12日（金）10：00～16：00 II期：令和8年11月20日（金）10：00～16：00
会 場	秋田県総合教育センター （所在地）潟上市天王字追分西29-76
主 な 内 容	<b>I期 6月12日(金)</b> 【講演・演習】 「園内研修リーダー、その役割」 東京立正短期大学 現代コミュニケーション学科 准教授 鈴木 健史 氏  【講義・演習】 「園内研修計画の作成と研修の進め方」 幼保推進課  ----- ・各園での実践を実践課題レポートにまとめていただきます。 ・実践課題レポートの内容、記入の仕方等は、I期終了後に連絡します。 ・II期は、各園の実践課題レポートをもとに協議を行います。  <b>II期 11月20日(金)</b> 【講演・演習】 「組織的・計画的・継続的な園内研修にするための工夫」 東京立正短期大学 現代コミュニケーション学科 准教授 鈴木 健史 氏  【実践発表】 「組織的・計画的・継続的な園内研修にするための取組について」 幼保推進課  【協議】 「組織的・計画的・継続的な園内研修にするための取組について」 幼保推進課
携 行 品	*詳しくは、幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。 *II期は実践課題レポートを準備願います。様式等の詳細については、I期終了後に電子メールにて連絡します。
備 考	「開催要項」「受講申込一覧」を、2週間前までに幼保推進課HP／「研修情報」に掲載します。

研修名	<b>架け橋プログラム研修会Ⅰ</b>
ねらい	架け橋プログラムの理解推進を図るとともに、架け橋期のカリキュラムの実施、評価・改善に向けた研修を行い、県内就学前教育・保育施設における乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上を図る。
対象・定員	Ⅰ：就学前教育・保育施設等教職員、小学校等教職員、特別支援学校教職員、行政関係者等 <div style="text-align: right;"><b>定員なし</b></div>
日時	令和8年5月12日（火）13：15～16：15
参加方法	・Google Meetによるライブ配信 申込み者所属園に会議コードを電子メールで送付します。
主な内容	<b>Ⅰ期 5月12日（火）</b> <b>【講演】</b> 「子どもの育ちと学びをつなぐ幼保小連携について」 鳴門教育大学大学院 幼児教育コース 教員養成コース 名誉教授 木下 光二 氏  <b>【パネルディスカッション】</b> 「子どもの育ちと学びをつなぐ架け橋プログラムの取組について」 ・鳴門教育大学大学院 幼児教育コース 教員養成コース 名誉教授 木下 光二 氏 ・秋田大学教職大学院 教授 和田 渉 氏 ・男鹿市教育委員会教育長 ・小学校長（男鹿市） ・就学前教育・保育施設園長（男鹿市） ・幼保推進課 教育・保育アドバイザー（兼）架け橋期コーディネーター 佐藤 伸子
携行品	*詳しくは、幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。
備考	「開催要項」を、2週間前までに幼保推進課 HP / 「研修情報」に掲載します。

研修名	<b>架け橋プログラム研修会Ⅱ</b>
ねらい	架け橋プログラムの理解推進を図るとともに、架け橋期のカリキュラムの実施、評価・改善に向けた研修を行い、県内就学前教育・保育施設における乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上を図る。
対象・定員	Ⅱ：A 就学前教育・保育施設等教職員、特別支援学校教職員、行政関係者等 B 小学校等教職員、特別支援学校教職員、行政関係者等 <b>定員なし</b>
日時	Ⅱ：A 令和8年7月10日（金）13：15～16：15 B 令和8年6月19日（金）13：15～16：15
参加方法	・Google Meetによるライブ配信 申込み者所属園に会議コードを電子メールで送付します。
主な内容	<b>Ⅱ期:A 7月10日(金)</b> <b>【講話】</b> 「架け橋プログラムの取組について」 ・山口県周南市立菊川幼稚園 園長 ・潟上市立昭和こども園 園長 ・社会福祉法人はなさき仙北だしのこ園 園長  <b>【協議】</b> 「幼保小の円滑な接続に向けた取組について」 幼保推進課  <b>Ⅱ期:B 6月19日(金)</b> <b>【講演・協議】</b> 「子どもの育ちと学びをつなぐ幼保小連携について」 文部科学省初等中等教育局 主任視学官 田村 学 氏  <b>【協議】</b> 「幼保小の円滑な接続に向けた取組について」 幼保推進課
携行品	*詳しくは、幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。
備考	「開催要項」を、2週間前までに幼保推進課 HP／「研修情報」に掲載します。

研修名	<b>教育的ニーズに応じた支援のための研修会 【新規】</b>
ねらい	医学的見地からの講話を通して、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子ども等への理解を深め、園内支援体制整備や具体的な支援に生かせるよう資質能力の向上を図る。
対象・定員	各施設の設置者・施設長、教頭・主任教諭・主任保育士・主任保育教諭、特別支援教育コーディネーター等 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">定員なし</div> *県教職キャリア指標：第3～第4ステージに該当する方
日時	令和8年8月26日（水）13：30～15：30
参加方法	・Google Meetによるライブ配信 申込み者所属園に会議コードを電子メールで送付します。
主な内容	<b>8月26日（水）</b> <b>【講話】</b> 「保護者との関係づくりと園内支援体制の充実」 秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田 センター長 荒川 祐介 氏 <b>【質疑応答】</b> ※申込み者所属園に、質問に関するアンケートを6月上旬に送付します。 御協力お願いいたします。
携行品	*詳しくは、幼保推進課HPに掲載する「開催要項」を御確認ください。
備考	「開催要項」を、2週間前までに幼保推進課 HP／「新着情報」に掲載します。

## 6 就学前・小学校等地区別合同研修会

※対象市町村を御確認ください

地域の実情に応じた研修の充実を図るため、就学前・小学校等地区別合同研修会は次のとおり開催します。

### ①就学前・小学校等地区別合同研修会

\*開催要項と申込書等は、5月下旬頃～6月中旬頃に各市町村就学前教育・保育施設担当課を通して送付されます。

対象市町村	問合せ先
鹿角市、小坂町、上小阿仁村、藤里町 三種町、八峰町	北教育事務所
大潟村、八郎潟町、井川町、五城目町	幼保推進課
美郷町、羽後町	南教育事務所

ねらい	地域における就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けて、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育について教職員間の相互理解を深めるとともに、乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の資の向上を図る。	
対象	幼稚園・保育所・認定こども園等教職員、小学校等教職員、行政関係者等  <北地区>鹿角市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町  <中央地区>大潟村、八郎潟町、井川町、五城目町  <南地区>美郷町、羽後町	
日時・会場	北地区	令和8年7月24日（金）13：15～16：30 北秋田市交流センター（所在地）北秋田市材木町2-2
	中央地区	令和8年7月28日（火）13：00～16：15 八郎潟町えきま交流館はちパル（所在地）南秋田郡八郎潟町中田67-4
	南地区	令和8年7月29日（水）13：00～16：15 美郷町中央ふれあい館（所在地）美郷町野中宇下村37-1

### ②市町村主催研修会

\*開催要項と申込み書等は下記の主催市町村より送付されます。

対象市町村	問合せ先
大館市、北秋田市、能代市 男鹿市、潟上市、にかほ市、由利本荘市 大仙市、仙北市、横手市、東成瀬村、湯沢市	各市町村就学前教育・保育施設担当課及び教育委員会

### ③その他

\*中核市（秋田市）における幼保小連携に係る研修会については、秋田市にお問い合わせください。

秋田市	秋田市担当課
-----	--------

## Ⅱ 幼保推進課以外の課による研修

### 【特別支援教育課主催】申込み先：特別支援教育課

(3月下旬頃に各園に案内が届く予定です)

研修会名
<b>新任特別支援教育コーディネーター研修会Ⅰ・Ⅱ</b>
<b>【開催日・会場】</b> <北地区>Ⅰ：令和8年6月1日(月) 大館市立中央公民館(大館市) Ⅱ：令和8年10月9日(金) 大館市立中央公民館(大館市)  <中央地区>Ⅰ：令和8年6月1日(月) 秋田県総合教育センター(潟上市) Ⅱ：令和8年10月9日(金) 秋田県総合教育センター(潟上市)  <南地区>Ⅰ：令和8年6月1日(月) 十文字地区交流センター(横手市) Ⅱ：令和8年10月9日(金) 十文字地区交流センター(横手市)
<b>【申込み先等】特別支援教育課</b> 開催要項、受講申込み等の案内は、3月下旬頃に、市町村担当課を通して電子メールで各園に届く予定です。市町村担当課を通さない園には、県より直接電子メールで届けます。 開催要項に記載の二次元バーコードから申込用Webサイトに入り、申し込んでください。 申込み期間は、 <b>令和8年4月1日(水)から5月7日(木)まで</b> です。 下記HPにも掲載しています。
<b>■美の国あきたネット／教育委員会／特別支援教育課</b>  <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/15431">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/15431</a>
<b>【対象者】</b> 本研修を受けていない方で、 <b>*令和8年度に初めて特別支援教育コーディネーターとして指名され、その業務を行う者</b> のうち、受講を希望する者。  *初めて所属校(園)長に特別支援教育コーディネーターとして <u>指名され</u> 、各校(園)の職員及び保護者に周知されている者。所属校(園)において、特別支援教育に係る校(園)内委員会や校(園)内研修など、校(園)内の役割のほか、関係機関との連絡調整や保護者の相談窓口の役割を担う。  *秋田県教職キャリア指標：第3～第4ステージに該当する方
<b>【対象人数】</b> 各園1名
<b>【問合せ・事前の欠席の連絡】</b> 特別支援教育課 TEL 018-860-5135
<b>【当日の欠席又は遅刻の連絡】</b> 幼保推進課 TEL 018-860-5126

**【保健体育課主催】 申込み先：幼保推進課**

研修会名

**食物アレルギー対応研修会****【開催日・会場・講師】**

<北地区> 日 時：令和8年6月3日（水）14：00～16：30  
会 場：大館市立中央公民館（大館市字桜町南45－1）  
講 師：近野勇樹医師（能代厚生医療センター）

<中央地区> 日 時：令和8年7月2日（木）14：00～16：30  
会 場：秋田県庁第二庁舎（秋田市山王三丁目1－1）  
講 師：山田瑛子医師（中通総合病院）

<南地区> 日 時：令和8年6月4日（木）14：00～16：30  
会 場：美郷町公民館（仙北郡美郷町飯詰字北中島37－1）  
講 師：深谷博志医師（大曲こどもクリニック）

**【申込み先】 幼保推進課**

開催要項、受講申込み等の案内は、4月中旬頃、市町村担当課を通して電子メールで送ります。  
申込み方法や申込み期間、定員等については、開催要項を御確認ください。

**【対象者】**

幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員 \*定員は各地区会場により異なります。

**【問合せ・事前の欠席の連絡】** 幼保推進課 TEL 018-860-5126

**【当日の欠席又は遅刻の連絡】** 幼保推進課 TEL 018-860-5126

### Ⅲ 総合教育センターによる研修

#### 専門研修講座（C講座）【幼稚園・保育所・認定こども園等対象講座一覧】

講座番号	講座名	対象	定員	開催日
C-13	気付きの質を高める生活科の授業づくり	幼保認・小	15	7/30(木)
C-18	子どもが生き生きと活動する造形遊び	幼保認・小・特	18	10/29(木)
C-21	幼児児童の基本的な動きづくりの指導(案) — 子どもの多様な運動感覚を引き出す授業づくり —	幼保認・小・特	30	10/19(月)
C-32	救急に役立つ応急手当	全校種	30	5/14(木)
C-33	発達の段階に応じた情報モラル教育の理解と実践 *オンライン研修	全校種	30	10/23(金)
C-34	生成AIやデジタルツールを活用した授業づくり	全校種	40	10/23(金)
C-35	発達の段階に応じたプログラミング演習	全校種	20	10/30(金)
C-36	学校におけるICT活用の基礎 *A (Google Workspace)	全校種	20	A:10/26(月)
	学校におけるICT活用の基礎 *B (Microsoft 365)	全校種	20	B:11/6(金)
C-37	マイクロビットを活用したプログラミング(入門)	全校種	20	11/25(水)
C-41	人間関係づくりに生かす構成的グループエンカウンター	全校種	30	10/27(火)
C-43	児童生徒理解に生かすアドラー心理学	全校種	50	10/1(木)
C-49	保護者とともに進める子どもの発達支援 *オンライン研修	全校種	100	11/30(月)
C-55	能力開発研修講座 [選択研修]	全校種	各30	①7/27(月) ②7/29(水) ③7/31(金) ④11/12(木)

#### 公開講演

開催日時	演題 (講座番号・講座名)	所属・職名	講師名
5月29日(金) 10:00~12:00	引きこもりにもつながりうる児童生徒の不登校 — その背景を知る — C-44 不登校の理解と支援	秋田大学 教授	北島 正人
6月5日(金) 13:30~16:05	インクルーシブ教育時代に押さえる 学級づくりのポイント C-48 自校におけるインクルーシブ教育の推進	宮城学院女子大学 教授	梅田 真理
6月26日(金) 13:00~14:30	特別活動を要としたキャリア教育の推進 B-10 中学校新任学年主任研修講座Ⅱ B-11 高等学校新任学年主任研修講座Ⅱ C-30 魅力ある学級活動(3)を目指して 【会場】秋田県立博物館	文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官	長田 徹
7月1日(水) 13:00~14:30	これからの道徳教育に求められるもの B-16 小・中学校新任道徳教育推進教師研修講座 B-17 高等学校新任道徳教育推進教師研修講座 【会場】秋田県立博物館	十文字学園女子大学 教授	浅見 哲也
10月23日(金) 13:30~15:30	1人1台端末環境に求められる 情報活用能力としての情報モラル教育 *オンライン実施 C-33 発達の段階に応じた情報モラル教育の理解と実践 C-34 生成AIやデジタルツールを活用した授業づくり	静岡大学 准教授	塩田 真吾

### 【申込み方法】

秋田県総合教育センターウェブサイトから、C講座を申込みの方は、「研修講座受講申込者名簿（幼稚園・保育所・認定こども園等用）」（様式4）、公開講演を申込みの方は「公開講演聴講申込書」（様式5）をダウンロードし、必要事項を入力後、電子メールで秋田県総合教育センターに送付してください。

メールの件名・Excelのファイル名は、次のとおりにしてください。

例) R8センター研修C講座受講者名簿（〇〇幼稚園）

### 【申込み締切】 C講座は令和8年4月24日（金）必着

公開講演は開催の1週間前が締切日

### 【追加申込み手続】

秋田県総合教育センターウェブサイトから、「専門研修講座（C講座）追加募集情報」を確認した後、各研修講座担当に連絡してください。その上で、「専門研修講座（C講座）追加受講申込者名簿」（様式2）をダウンロードし、必要事項を入力後、電子メールで様式2のみを秋田県総合教育センターに送付してください。当該研修講座の2週間前までに手続きしてください。受講決定通知の送付はありません。

### 【欠席に関わる手続】

施設長から事前に各研修講座担当に連絡の上、秋田県総合教育センターウェブサイトから、「欠席届」（様式3）をダウンロードし、必要事項を入力後、電子メールで様式3のみを秋田県総合教育センターに送付してください。

### 【問合せ等】

研修内容の問合せや欠席(当日の欠席も含む)の連絡等は、秋田県総合教育センターに直接お願いします。

### 【研修申込み先メールアドレス】

**秋田県総合教育センター**

Email : [kouza@e-akita.ed.jp](mailto:kouza@e-akita.ed.jp)

※Excelのファイルの形式で送付してください

### 【各様式】

専門研修講座追加受講申込者名簿（様式2）

欠席届（様式3） ※幼保推進課所管研修に使用する欠席届と様式が異なります

研修講座受講申込者名簿（幼稚園・保育所・認定こども園等用）（様式4）

公開講演聴講申込書（様式5）

## IV 民間委託による研修 (保育士等キャリアアップ研修)

下表①～⑦に記載する各分野については、次により民間事業者へ委託して実施します。

- (1) 受講方法：eラーニング方式（オンデマンド）
- (2) 対象者：秋田県内の就学前教育・保育施設に勤務する者。  
\*定員を超えた場合の優先順位は受講申込時までに幼保推進課HPにします。
- (3) 受講申込：受講の申込み方法は、幼保推進課HPに掲載します。  
HPへの掲載については、各園にメールで通知します。  
\*施設を通しての申込みとなります。
- (4) 決定通知：受講の決定通知は、施設宛てに委託者より通知します。
- (5) 受講期間：令和8年8月～11月（予定）  
当該期間内に必ず15時間の研修を受講し、レポートを提出してください。  
年度内に15時間に満たない場合には未修扱いとなります。  
\*一部修了の扱いはありません。
- (6) 修了評価：研修修了後に委託先にレポートを提出してください。確認後、委託先より修了証が送付されます。

研修分野		定員	研修時間	
①	専門分野研修	各分野 300人	各分野 15時間	
②				障害児保育
③				食育・アレルギー対応
④				乳児保育
⑤				保健衛生・安全対策
⑥				保護者支援・子育て支援
⑦	マネジメント			

令和8年度 「幼保推進課による研修(含：法定研修)」

欠 席 届

コードNo.  -

施設名 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

研 修 名	
研修実施期日	年 月 日 ( )
研修参加予定者 職・氏名	【記入例：職) 保育士 氏名) 秋田 花子】 職) 氏名)
欠席理由)	

上記のとおり提出いたします。

年 月 日 ( )

施設長 職・氏名 \_\_\_\_\_

<提出先>

秋田県教育庁幼保推進課 指導チーム

電 話 018-860-5126

令和8年度より変更になります

メールアドレス youho@mail2.pref.akita.lg.jp

↑(エル)

↑(エル)

\*やむを得ず欠席する場合は、電話でその旨を連絡した後、欠席届を提出してください。

\*この用紙に必要事項を記入し、件名を「◇◇研欠席届【〇〇園】」とし、上記アドレスに電子メールで送ってください。